

新潟民商

新潟民主工商会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141

22年4月4日

会外にも支援金情報を知らせよう!

関屋支部

関屋支部は25日、野上会長と近藤支部長が会員訪問。時短協力金の前半の締切が3月末なので申請できたか?後半も申請したか?事業復活支援金の申請状況はどうか?などを確認しながらの訪問となりました。



「ちょうど時短協力金の後

半の申請書を頼もうと思っていた」「事業復活支援金の最初の不備メールから1ヶ月も経つて、また不備メールがきた」など訪問はグッドタイミング。これから申請予定の会員さんもまだまだいました。

お弁当屋さんは、たまたま配達に来たお肉屋さんと弁当容器屋さんに声掛け。「もう申請したみたい。個人に給付金はないかな?」などの反応。とんかつ屋さんでもダスキンさんに声掛け。「お店が休んでいるから、マットの交換もお休み」とコロナの影響を受けて大変な状況を話してくれました。仕入先などのへの支援金での声掛けをお願いして終了しました。

良かつたことはまわりに広げよう!

東山の下・山ノ下支部

25日には細山副会長を先頭に、山ノ下と東山ノ下支部を訪問しました。

民商の相談会に参加したAさんは「時短協力金の申請書の書き方がよくわからなかつたので参加した。相談会の開催はありがたい」と喜びの声。また事業復活支援金を申請したSさんは「知り合いの飲食店に事業復活支援金の話をしたら『それは知らないなかつた』と言われた。支援金のことを知らない人がまだいるのではないかと思う」と話していました。

細山副会長は「民商がやっている取組みを周りに知らせてほしい」と商工新聞と次回の相談会の案内を渡しながら訴えました。

支援金申請で商売を継続しよう!

白根支部

白根支部では26日夕方、藤崎支部長を先頭に会員訪問を行いました。本来であれば会外に宣伝して新たな会員の対象を狙いたいところですが、事業復活支援金のことを支部の会員にも伝えきれていないのが現状です。みんな事業復活支援金が存在するという認識はあるもののオンラインでの申請に諦めてしまうケースもあります。

今回は支部の中で協力してオンライン申請を乗り越えようと訴えて訪問。訪問した会員に計算シートを渡し、改めて対象期間や申請基準を丁寧に説明しました。申請を諦めていた会員も徐々に前向きになるなどの手応えを感じられました。

集まって相談し解決していく事が民商の強みです。一人で悩まないで周りの会員、役員に相談しましょう。

支援制度を知らせ商店街中心に訪問

石山支部

石山支部で27日、市橋・細山両副会長と伊藤前副会長、渡辺支部役員で訪問行動を行ないました。

石山の商店街、栗山の商店街、紫竹・東明方面の商店街から外れた店舗で行動する3組に分かれて行動。26件にチラシと宣伝紙を配布しました。

復活支援金の申請について尋ねると「税理士に申請してもらった」と税理士に依頼している店舗では既に申請を終えている様子でした。

今回、対話ができたところでは支援金について知らないという反応はありませんでしたが、情報が入って来ない業者も大勢います。今後も行動を計画していくことを支部では話し合っています。



日程

第7回常任理事会	4月 4日
感染症対策相談会	4月 7日
新潟県婦人協議会総会	4月17日

インボイスQ&Aをみんなで視聴

亀田支部・申告書返却集会に13名参加

亀田支部は23日、亀田市民会館にて確定申告書の返却集会を開催し13名が参加しました。支部役員会では開催にあたり「せっかくみんなが集まるチャンス。インボイス制度について深められる集まりにしよう」と討議。全商連が最近YouTubeに掲載した「インボイス制度Q&A」をみんなで視聴しました。

会間には黒井誠支部長が、リーフレットでインボイス制度の危険性を力説。参加者からは「免税業者を課税業者にするなんてとんでもない」などの怒りの声が多数あげられました。最後に松本里志副会長が「署名と選挙で制度実施を止めよう」と訴え、閉会しました。



宣伝チラシが業者を救う一科飲支部・Aさん
相談会に足しげく参加して支援金給付実現

ウイルス禍の影響で売上の減少に悩んでいたAさん（居酒屋）。感染防止協力金などは知人に相談しながら申請をしてきました。しかし事業復活支援金については知人から「できない」と返事が。そんな矢先、お店に民商の相談会チラシが配布され、柏崎の民商会員の友達からも「困つたら民商に相談しなさい」と言われたことを思い出し、事務所に相談に訪れました。

Aさんは2月24日や3月13日・17日の相談会に足しげく通い、その都度足りない書類なども揃えながらやつと申請までこじつけました。

Aさんの熱意が通じたのか申請から3日後には振込手続中となり、1週間後には無事に復活支援金が口座に振り込まれました。Aさんは「無事に振り込まれて本当に良かった。民商に相談しなかつたら申請すらできなかつた。民商に入会して本当に良かった」と語っています。またAさんは「制度を知らない人がまだまだいる」とも話しています。制度内容と相談会の案内を兼ねたチラシを持って会外業者に知らせていきましょう。



ビジネススキルアップセミナー 消費税・インボイス制度学習会

日 時：4月22日(金) 19:00～
会 場：東区プラザ 講座室3
(東区下木戸1丁目4-1)

「インボイス(適格請求書)を元請(取引先)から求められている。発行できなければ今後、取引ができるという通知がきた」といった相談が増えていました。
インボイスを発行すると、どのような事が必要になるのか、なぜ元請や取引先が発行を求めるのかを学習します。

- [A] タクシー・代行業以外の事業・飲食店との2回分の納品書や領収書の写し

- [B] タクシー・代行業者・公安委員会の認定証

申請締切

R4年5月31日(火)